

飛驒法人会だより

No.193
2013

平成25年4月20日 第193号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

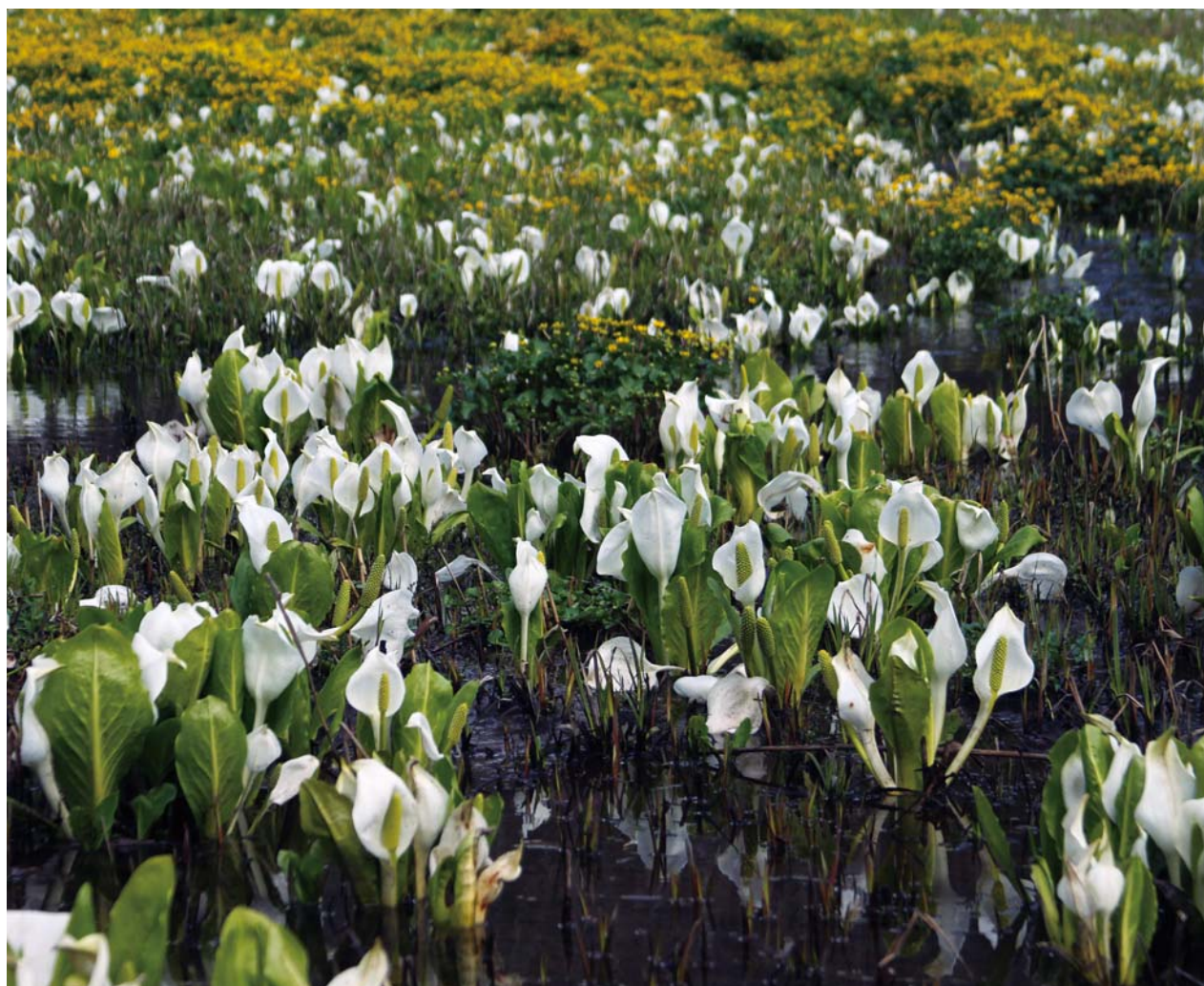
ホームページ <http://www.hida-hojinkai.jp> TEL 0577-34-2201
メールアドレス info@hida-hojinkai.jp FAX 0577-33-1093

春

目次



- 飛驒地方と私……高山税務署長 藤原 茂由…………… 2～ 3
- 税務署からのお知らせ…………… 4～11
 - 適用額明細書の記載にご注意ください
 - 消費税の届出書について
 - 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください
- 休憩室……………随感 — 台湾のこと…………… 12～13
- 事業所訪問……有限会社 泉岳館…………… 14～15
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)…………… 16～17
- 県下法人会運営研究会…………… 18
- 東海法人会連合会大会…………… 19
- 青年部会・女性部会だより…………… 20～21
- 読者の窓…………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— 早春の池ヶ原湿原(飛驒市宮川町洞) — 撮影：北村 篤



飛驒地方と私(3月末現在)

高山税務署長 藤原 茂由

岐阜県根尾村で生まれ育ち、高校時代は岐阜市で過ごし、平成17年からは瑞穂市に居住しておりましたが、飛驒地方は遠いというイメージがあり、飛驒地方に来たのは昨年7月に高山税務署長を拝命するまで、わずか4回ほどしかありませんでした。

これまで講演等で散々申し上げてきましたが、飛驒地方は、自然・歴史・文化とすばらしいものばかりであり、会議等で名古屋や岐阜へ出かける以外はずーっと高山の宿舎にいて、飛驒地方のあちこちらに出かけておりました。

皆さんからも、「署長、短期間でよくこんなに沢山行かれましたね」と褒められ?ましたので、今日は「飛驒地方と私」ということで書かせていただくことにします。

なお、事務局に「書きたいことが沢山あるので、特集号にさせていただけないか」と冗談でお願いしたところ、「予算の関係上、原稿の長さは例年通りにしてください」と言われておりますので、書きたいことの一部しか書けないことと、講演でお話したことも入っていることをご容赦願います。

<飛驒のお酒で乾杯> 私はもともと下戸だったので、飛驒地方は日本酒の名産地であり、飲み会は常に「飛驒のお酒で乾杯」を実践しています。毎日のように飛驒の美味しいお酒を飲んでいたところ、少し飲めるようになりました。

<陣屋前・宮川朝市> 一番のお勧めは夏の桃です。それも熟した桃をその場で剥いてもらって食べると本当に美味しく病み付きになりました。ただし、食べるときは前屈みで食べないと服を汚してしまうことに注意が必要です。秋は、洋ナシと棗がお勧めです。飛驒では棗は煮るのが定番のようですが、私は生食が好きです。

<秋の高山祭> 日本の三大美祭の一つといわれており、事前に今は絶版となった山本茂美さんの「飛驒高山祭」を読んだので期待はかなり大きかったのですが、その期待を裏切らない素晴らしい祭りでした。秋祭り唯一のからくりである

布袋台のからくりの練習の様も見学させていただき、法被を着て屋台も引かせていただきました。今から、春祭りが待ち遠しいです。

<白川村合掌造> 4回行きました。村の感じは私のふるさとの根尾村に似ているところがあり、日本の原風景といった感じで落ち着きます。私も小さい頃は茅葺の家に住んでいました。和田家・神田家・長瀬家それぞれに趣がありますが、見学の際には案内の人にいろいろ尋ねてみると楽しいですね。白川郷を舞台にしたアニメ「ひぐらしの鳴く頃に」の影響で全国のアニメ・オタクが訪れて来るらしく、白川八幡宮の絵馬のほとんどにアニメが描かれています。どぶろく祭も行きましたが、基本的に下戸なので2杯しか飲めませんでした。でも、祭の行列や獅子舞、踊りなど天下の奇祭を間近に見られて大感動でした。冬のライトアップは幻想的でしたが、吹雪とぎっくり腰のせいで展望台まで行けなかったのが心残りです。

<飛驒山脈> 通称、北アルプスと呼ばれていますが、飛驒を愛する私としては、「飛驒山脈」と呼んでいます。

<新穂高ロープウェイ> 計4回頂上まで行きました。一度は西穂独標登山のためですが、3回は冬山を見るためです。登れなくても、冬山は眺めるだけで感動です。

<西穂独標2,701M> 署の登山部(自称)4人で登った初めての本格的な山。最後の登りは鎖場もあり、両手を使わないと登れません。その日は、近くで二人の滑落死があり、救助ヘリが飛んでいました。

<乗鞍岳3,026M> 真夏と初冠雪の日の2回登りました。高山駅前からバスと徒歩でわずか3時間半で3,026Mの頂上に立つことができるなんて、他では絶対に考えられません。今年は乗鞍スカイライン開通40周年の記念の年です。年に一度は天気の良い日に出かけてみてください。

<焼岳2,455M> 妻と署の登山部の計5人で登山。往復約7時間。頂上は360度の素晴らしい展望です。

<五色が原・シラビソコース> 「岐阜の宝物」妻と署員の計18人で行きました。ガイドがついて一人8,800円と少し高いですが、歩道もよく整備されており、最後の布引の滝は圧巻で、見とれてしまいました。春にはカモシカコースにも行きたいと思っています。

<天生峠・粉糠山1,744M> 「岐阜の宝物」署員13人でハイキング。秋の紅葉真っ盛りに行ったので、ブナの紅葉等が本当に綺麗で、まるで映画「もののけ姫」の世界にいるようでした。春には、水芭蕉を見にいくつもりです。

<小坂の滝> 「岐阜の宝物」巖立は見応えがあります。案内の人に聞いて初心者コースの根尾の滝(63M)にチャレンジ。途中まで行く車道が悪路で大変。「岐阜の宝物」ですから、もう少し道が整備されるといいですね。近くの「ひめしゃがの湯」とセットで楽しめます。滝は200もあるとのことなので、春には署員ともう一度行くつもりです。

<宇津江四十八滝> 個々の滝はそれほど大きくありませんが、素晴らしい景色で、1時間ほどで往復できるので家族向けには最適。私は行ったことがないですが、三重県の某48滝より素晴らしいとのこと。すぐそばの「しぶきの湯」とセットで楽しめます。

<馬瀬の花火> 山にこだまして腹から響く音と大輪の花火の大きさに感動。ただし、駐車するにはかなり早くから行かねばならず、狭い地域に沢山の人が来るので携帯もネットも繋がりません。時間待ちのための本などを持参する必要があります。

<金山巨石群> 訪ねたときに、偶然、遺跡の発見者の方が見えて、詳しく説明していただきました。その石の大きさと、縄文時代の天体観測のための遺跡と聞いてロマンを感じました。

<めでた> 今年に入り、すでに4回発声を務めており、今やプロ級(自称)です。今後の課題は合唱部分もしっかり覚えることです。

<雪またじ> 12月10日を皮切りに2月27日まで計25回、宿舎の雪またじ。やる日は、私が同じ宿舎の署員8人に朝6時にメール。雪が軽く、結構、楽しんでやっていました。

<スーパー・カミオカンデ> 法人会神岡支部の研修旅行に同行させていただきました。いろいろ質問しましたが、あまりに次元の違う話で僕の頭では理解不能でした。

<三寺まわり> 署員20人で出かけ、寒かったですが、雪で作った大きなろうそくが沢山あり綺麗でした。後日、妻ともう一度、三寺を参りました。

<氷> 飛騨大鍾乳洞・氷の溪谷、平湯大滝結氷祭、福地温泉・青だる、秋神温泉・氷点下の森

<温泉> しぶきの湯、ひめしゃがの湯、ひらゆの森、臥龍温泉、天領の湯(高山グリーンホテル)、しみずの湯、中崎山荘奥飛騨の湯、水明館佳留萱山荘、深山荘、ひだまりの湯、飛天の湯(ひだホテルプラザ)、うぐいすの湯(奥飛騨ガーデンホテル焼岳)、天望の湯(ホテルアソシア)、荒城温泉恵比寿の湯、ぬく森の湯すば一ふる、神宝乃湯、野の花山荘、美輝の里

<私も高山市民・ふるさと納税> 上記は飛騨地方で私が訪ねた場所の一部ですが、仕事も含め、これほどお世話になっている飛騨地方に少しでも恩返しするため、12月に住民票を高山市に移し(住民税を高山市に納めるため)、飛騨市・下呂市・白川村には些少ですが「ふるさと納税」をさせていただきました。

飛騨法人会も、平成25年度からは、いよいよ公益社団法人として新たなスタートを切られることとなります。

私は司馬遼太郎さんの著作名をお借りして、「この国のかたち」と題して日本の税制や財政状況、社会保障関係等についてお話をさせていただいておりますが、「この国」日本に足りないものの一つが、寄付の文化とボランティアの文化ではないかと思っております。これからの日本の再生のためには、公益社団法人はもとより、一般法人、私人においても、ボランティア精神を強くして活動していく必要があると思います。

そうした中、飛騨法人会におかれましては、租税教室の講師や老人ホームの奉仕活動に熱心に取り組んでおられ、大変、素晴らしいことだと思います。

今後とも、法人会の皆様には、地域のオピニオンリーダーとして、「この国のかたち」を考えながら、地域の活性化やボランティア活動に取り組んでいかれることを期待しております。

適用額明細書の記載にご注意ください

～適用額明細書の正確な記載のお願い～

法人が平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度（又は連結事業年度）において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 3 条）。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

なお、適用額明細書の記載に当たって、ご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が 0 又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

<詳しくは、次のページをご覧ください>

平成 24 年 12 月
国 税 庁

① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額は、金額に「△」又は「－」を付してください。

F B 4 0 1 0 ■

4 年 4 月 1 日
5 年 3 月 31 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額	40000000
所得金額又は欠損金額	180358238

整理番号
提出枚数
事業種目
提出年月日

③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		十位 百位 千位 万位
第 42 条の3の2第 1 項第 1 号	00380	8000000
第 42 条の4第 6 項第 号	00009	3056976
第 42 条の4第 9 項第 1 号	00011	763335
第 号	00029	2940000
第 号	00069	1680000
第 号	00359	55848960
第 号	00270	300000
第 号	00277	500000
第 号		
第 号		
第 号		

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置についての記載は必要ありません。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。

(参照先)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」
→「法人税関係」→「適用額明細書の記載の手引」

第 号		
第 号		
第 号		

平成 25 年 1 月 税務署

消費税の届出書について

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事由が生じた場合などには、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。このパンフレットでは、消費税に関する主な届出書の内容や提出時期、また、提出に当たっての注意点等を説明しています。

① 消費税課税事業者届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人(3月末決算)の場合の基準期間と課税期間



* **基準期間とは**、個人事業者についてはその年の前々年、法人については、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

* **課税期間とは**、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間であり、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

* **課税売上高とは**、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます(売上返品等に係る金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)。

(注) 基準期間が免税事業者であった場合、その基準期間における課税売上高には、消費税が含まれていないので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜き処理を行う必要はありません。

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出が必要です(→ ④ 参照)。

基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合

新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」の提出が必要です。

(注) 平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても特定期間(*)における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当該課税期間は課税事業者となります。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

特定期間における課税売上高又は給与等支払額により判定を行った結果、課税事業者に該当することとなった場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

* 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ」(平成 23 年 9 月)をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることができます。

② 消費税簡易課税制度選択届出書

提出
時期

適用を受けようとする課税期間
の初日の前日まで

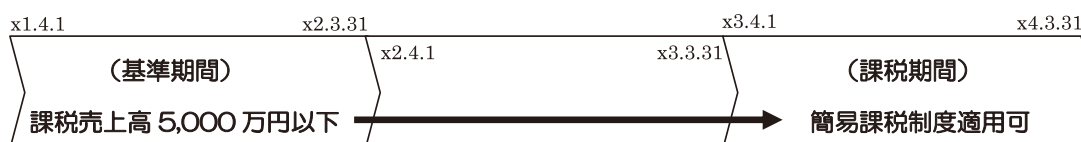
その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

○ 個人事業者の適用関係



○ 法人（3月末決算の場合）の適用関係



* 簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。
 具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額が、仕入控除税額となります。
 したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

簡易課税制度の選択をやめようとするときは

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税期間
の初日の前日まで

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

③ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

④ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。新設法人に該当する場合は、「**消費税の新設法人に該当する旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

ご注意

調整対象固定資産を取得した場合は・・・

平成 22 年 4 月 1 日以後に設立した新設法人が、基準期間がない各課税期間中に購入価額（税込み）の 105 分の 100 が 100 万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として 3 年間は、納税義務が免除されません。また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成 22 年 4 月）」をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることができます。

⑤ 消費税課税事業者選択届出書

提出
時期

選択しようとする課税期間の
初日の前日まで

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、「**消費税課税事業者選択届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、課税事業者となることができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から課税事業者となることができます。

課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするときは

消費税課税事業者選択不適用届出書

提出
時期

選択をやめようとする課税期間
の初日の前日まで

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択していた事業者が、選択をやめようとするときは、「**消費税課税事業者選択不適用届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から 2 年間は、免税事業者となることはできません。

ご注意

調整対象固定資産を取得した場合は・・・

平成 22 年 4 月 1 日以後に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に購入価額（税込み）の 105 分の 100 が 100 万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として 3 年間は、納税義務が免除されません。また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成 22 年 4 月）」をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることができます。

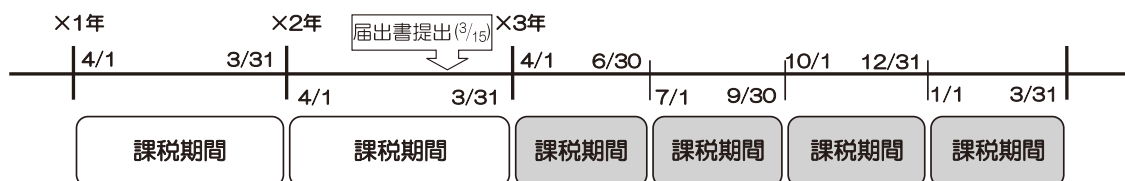
⑥ 消費税課税期間特例選択・変更届出書

提出時期 適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度ですが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

この届出書を提出して課税期間の特例を受けようとする場合には、特例を受けようとする「短縮に係る課税期間（3月又は1月ごとに区分した期間）」の初日の前日までに提出しなければなりません。ただし、新規開業等した事業者については、この届出書を提出した日の属する3月又は1月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

○（参考）3月特例の課税期間（事業年度が1年の3月末決算法人の場合）



3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合も、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。**この場合の提出時期は、変更しようとする「短縮に係る課税期間」の初日の前日までとなります。**

なお、この特例の適用を受けている場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、他の課税期間の特例に変更することはできません。

課税期間の特例の適用をやめようとするときは

消費税課税期間特例選択不適用届出書

提出時期 適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで

課税期間の特例の適用をやめようとするときには、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、課税期間の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

なお、年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります。

- * 「事業廃止届出書」、「合併による法人の消滅届出書」や「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」等このパンフレットで紹介していない届出書、承認申請書等については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。
- * 各届出書、承認申請書等の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。
- * さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。ご利用になるか、又は電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- * 各届出書はe-Taxでも提出することができます（詳細はe-Taxホームページへ（www.e-tax.nta.go.jp））。



この社会あなたの税がいきている

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

簡単・便利な ダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な
手続で利用可能！
インターネットバンキング
の契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカード
リーダライタは不要です。また、徴
収高計算書の送信にも電子証明書
は不要ですので、特に源泉所得税を
納めている方におすすめです。

イータ君

自宅で！オフィスで！税理士事務所で！

どこでも申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム

便利

即時又は納付日を指定して
納付することが可能！
税理士が納税者に代わって
納付手続を行うことが可能！

国税庁

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。



ダイレクト納付を利用するには…

1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



ダイレクト納付の利用方法は…

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定して納付される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定して納付」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

「納付日を指定して納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。



※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

休憩室

「随感 — 台湾のこと」

古川支部
柳

七 郎

「休憩室」の原稿に考えあぐねていたとき、たまたま目にした新聞記事 — 東日本大震災への台湾の募金活動に日本が台湾の新聞に謝礼広告を掲載したところ、その謝礼広告を台湾の小学校の教科書に載せる — を見て、台湾と飛驒古川の20年に及ぶ交流を思い、今も続く台湾との友情を書いてみようと思います。

きっかけは、ひょんなことから始まりました。1987年戒厳令が解除され、急激な経済成長に伴う様々な弊害が問題になってきていました。台湾政府は、1994年8月行政院文化建設委員会(日本でいう文化庁)が台湾大学・淡水大学の教授らと全国の有識者を募り日本へ視察団を派遣しました。日本全国33か所を見て廻ったが、飛驒地区は視察箇所として入ってはいませんでした。

ところがその視察団の中に、日本に留学しているときの友人が飛驒古川に在住だったため、名古屋に滞在していた視察団は急遽視察先に飛驒古川を入れました。が、飛驒古川の役場と観光協会は、突然現れた外国の視察団に大慌てで、対応に追われました。(そのドタバタたるや…溜息) 1か月後、台湾から12月に第1回全国町づくり大会を開催するにあたり、飛驒古川の町づくりに関する事例発表をお願いする正式依頼が届きました。(!) またまた大慌ての担当職員は台湾出張に家庭内ビザは下りないし(奥さんが非許可)、観光協会にそのお鉢が回ってきました…当時も今も古川の観光協会は観光というより町づくり団体、さて観光協会役員2

名が張り切って台湾へ乗り込んだ初日、いきなり淡水大学で事例報告、夜熱烈歓迎大懇



親会、2日目嘉義縣新港郷で全国町づくり大会での事例発表(延々8時間!) 夜、熱烈歓迎大懇親会、その後2次会、3次会と続き宿に帰り着いたときには夜明けを向かえていたそうです。その事例発表の際、執拗な程の質問攻めにあったそう。曰く「どうしてそんな町づくりができるのか?」の1点に集中。つまり飛驒古川の町づくりが、ハード面より人づくりという、台湾の人から見ると、不可解なことであったようです。言葉も通じない異国の地にあった二人はどうとう「そんなに疑うなら、古川に来てミネ!!」と飛驒弁で啖呵をきってしまった。

ところが、翌年、台湾から本当に視察団がいらしてしまいました。それも 新港郷の郷長(市長に相当)、町づくり団体・新港文教基金会会長陳錦煌氏(後の行政委員、台湾省副主席、台湾中部地震復興担当)をはじめ役所の職員、市民代表など30名が4泊5日飛驒古川滞在。飛驒古川の町づくりが人づくりであるという事実を目のあたりにして活発な論議が交わされ、これを契機に新港文教基金会との本格的な交流は今も続いています。視察団が一様に驚かれるのは町が清潔なこと。ゴミが落ちていない、隣の家の方まで掃除をする。そして 以前はずいぶん汚れていた瀬戸川をきれいにした町民の力。

新港は、台北から新幹線で南へ1時間30分、北回帰線の走る嘉義市から車で20分、台湾で一番大きい媽祖廟(寺院)があり、有数の観光地に



なっています。古川の町づくりに大いに触発された視察団は、町をきれいにする運動を起こし…隣の分も掃除しよう…FURUKAWA STREETまで出現しています。台湾全土から募金を集め、図書館、美術館、地元のおばちゃんが作る直営レストランなど、新港文教基金会在自前で運営する施設はどんどん増えてきています。今では古川が仰ぎ見るほどの活動です。(フェイスブック新港文教基金会参照)

2000年頃からは別の団体が訪問されるようになります。台湾歴史資源経理学会の秘書長(専務理事)丘如華女史が、プライベートで訪れていました。私たちが初めてお会いしたのは女史訪問三回目の時でした。台湾語と英語しか話せない女史と飛驒弁しか話せない私たち。そこで思いがけない提案が女史から示されました。「飛驒古川をテレビ番組で取り上げて、世界へアピールしましょう。」はあ?何を言っているんだ?古川をテレビで?

ところが、それが本当の現実となり、台湾の公共テレビが世界のまちづくりの全7回の放送番組の一つとして取り上げ(畏れ多くも、パリ、ベネチア、ベルリン、シエナ、日本では京都、震災復興の神戸など)2週間も滞在し制作しました。『城址的遠視・飛驒古川』は台湾だけでなくアジア各地で放映されることになって、台湾のみならずアジア圏の観光客がたくさん訪れるようになりました。並み居る世界の大都市の中で、日本の小さな小さな町が取り上げられることの不思議さに、台湾の他の知事や、行政院の閣僚がお忍びでたくさん訪問されるようになりました。

その中に、好隣居文教基金会 頼東明会長がいらっしゃいます。中華航空名古屋支店長から頼氏が訪問したいという電話をもらい、市役所で待っていると、なんと支店長が運転する車に頼氏夫妻



好隣居文教基金会との懇談会

が乗っている。支店長が直々に運転するほどの大物かと恐れおののく市役所職員を前に、自己紹介そっちのけで町づくりの話を語り始めます。(ちなみに頼氏は完璧な日本語を話されます。)お帰りになった後で頼氏を調べると、中華航空の役員(どうり)で、台湾で一番大きな広告会社の会長で、李登輝総統のブレーンで、と、こちらが青ざめるほどの人物でした。(汗)その後10回以上は古川や台湾で交流会を行い、今年も交流会を行う予定でいます。好隣居文教基金会は企業メセナで台湾セブンイレブンなどの企業から利益の数%の資金援助を受けて活動しておられますが、特に10年ほど前からセブンイレブンの店舗とその周辺の清掃を徹底させたり、台北市内の清掃を5万人規模で実施したりと、政府から幾度となく顕彰されています。台湾の町が訪れるたびにきれいになっているのは頼氏の功績大なるものがあります。氏の日本に対する知識、教養は私たち日本人でさえ瞠目するばかりです。台湾の小学校4年生の国語教科書に、7年前から飛驒古川の事が4ページも載っています。台湾の小学生には少しは知られた町になってきました。



台湾の教科書(国語)に載った飛驒古川

飛驒古川が地道にしてきた何かが、ひょんなことから、台湾の方々に見つけられ、それが国、人種を超えた共通する価値観であることを知らされた20年でした。飛驒市が抱える過疎、高齢化、人口減少などの問題にばかり目を向けていれば、前途不安な気になります。が、台湾という外国が、飛驒古川という小さな町に見出した何かが、きっとこの地を次世代に引き継ぐヒントになると思います。故郷に愛と誇りをもって、未来へ引き継ぐことが、この地に生を受け、生かされている私たちの責務なのでしょう。

事業所訪問

有限会社 泉岳館

概

要

代表者：代表取締役 熊崎 武久
所在地：下呂市小坂町湯屋427-1
設立：昭和62年12月21日
従業員数：7名
事業内容：旅館業

400年以上前から湯治場として知られてきた下呂市小坂町の湯屋温泉。ここ湯屋温泉の最大の特徴である炭酸泉を使って、独自の発信をしている湯宿『泉岳館』は、「日本秘湯を守る会」会員でもある。本日は、熊崎武久社長にお話をいただいた。

対

談

ききて 本日はお忙しい中ありがとうございます。まず事業の歴史・沿革などをお聞かせください。

社長 私は実は婿養子で、旅館業の経験はありませんでした。結婚して10年ほど経ったとき、先代(家内の父)が倒れ、事業全てを突然任されることになりました。法人設立は



泉岳館 外観

その当時です。借入もあり当初運営は大変で、必死に慣れない資金繰りや営業に奔走しました。その後何とか頑張った甲斐あって業績も上昇、好景気も相まって売上も数倍になりました。でもそれも束の間、バブル景気が弾け、また厳しい時代が待ち受けていました。

ききて 繰り返しやって来る困難を、持ち前の手腕で乗り越えられたわけですね。

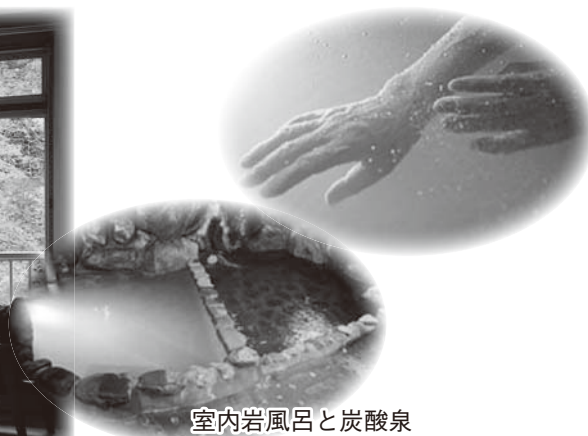
社長 当時の営業は、団体客を対象とした旅行社中心。団体用送迎バスや宴会場を完備してお客さんを迎え入れていました。でもバブルが終わり売り上げは急落しました。このままではいけないと、思い切って集客のターゲットを団体客から個人客へと変えました。21室あった客室は11室へ。客室も一部露天風呂付に改修したほか、小グループやカップルのお客様がゆったり寛いでいただけるようサービスや料理のスタイルも見直しました。



結びのれんと和ろうそくでお出迎え



四季の移ろいを室内に取り込んだくつろぎの客室



室内岩風呂と炭酸泉



こだわり飛驒牛&いわなの源泉しゃぶしゃぶ



貸切露天風呂「巖立」

そして6年前には、「日本秘湯を守る会」の会員に。日本でも有数の炭酸泉を楽しんでいただけの山あいの湯宿としてお客様に楽しんでいただいています。

ききて 熊崎社長はいろいろなアイデアを実践されています。どんな展開を？

社 長 一年前から炭酸泉の底上げというか、炭酸泉をクローズアップしています。炭酸泉は、岐阜県ではここ小坂町の下島や湯屋温泉だけ。今私どもでは、入浴時、炭酸泉の気泡が体感できる工夫をしています。試行錯誤の繰り返しですが、小坂温泉郷として飲泉だけではなく炭酸泉本来の特長を活かした取り組みを他の旅館さんと共有したいと思っています。小坂の温泉は、温泉としての知名度もまだ無名に等しいです。近くの下呂温泉とは共存しながらも独自の立ち位置で存在感を

示していきたいと思っています。

ききて 気になる後継者については、いかがでしょうか？次代を担う人達にも一言。

社 長 今は息子達と一緒にやっていますがこれからのことは、今から話し合っていていきます。先人達が築きあげた歴史ある温泉です。時代を生き抜き継承するためにも、私たち世代や温泉地自体も変わらなければいけないと思います。若い人との温度差を解消して「皆でこの温泉を守っていこう」と言っていきたいです。

ききて 時代を先読みする熊崎社長さんの決断力やバイタリティを感じとることができました。ますますのご活躍を期待します。本日はありがとうございました。

(ききて 小林)



高山支部 アニメ「氷菓」のラッピングバスが登場

高山市街地の公共施設や病院、商店街、観光施設などを短時間で巡回する「まちなみバス」に人気アニメ「氷菓」のイラストをラッピングしたバスが登場しました。

飛驒高山を舞台にした「氷菓」は、高山出身の作家、米澤穂信さんの小説が原作で、劇中には高山市内の風景が多く登場します。熱心なファンがゆかりの地を訪れる「聖地巡礼」現象が起こり、高山市でも専用の市内探訪マップの配布を始めるなど話題を集めています。



運行路線は「まちなみバス」左回線で、運行期間は平成25年3月30日から平成25年9月末日までを予定しています。

- 問合せ先：濃飛バス高山営業所（電話0577-32-1160）

<http://www.nouhibus.co.jp/new/2013-0403hyoka.html>

下呂支部 下呂のスイーツは“栃の実”と、昔っから決まっとる!!

この地方の昔ながらのお菓子と言えば、高山なら“三嶋豆”、下呂なら“栃の実せんべい”でしょう。

しかし何故、下呂で「栃の実」なのかは気になるところ。一説によると下呂にある縄文時代の遺跡に“栃の実”の殻が残っていたとか。確かに下呂周辺には栃の木は多いようです。



栃の実蒸しパン
サツマイモとの相性も抜群!! 120円

時代が変わって今や若い人も若きもスイーツばやり。そこで創業55年の老舗菓子



時代が変わって今や若い人も若きもスイーツばやり。そこで創業55年の老舗菓子メーカー(有)尾張屋製菓さん(下呂市湯之島)が開発したのが写真の2品。栃の実せんべいを丸ごと一枚使った「栃の実蒸しパン」と、あっさり感と香ばしさがコラボした美味しさの「栃の実ジェラート」。どちらも手作りのため下呂市内でしか売っていません。下呂へお越しの際はお土産に是非どうぞ!! (説田 記)

栃の実ジェラート

地元の下呂牛乳を使っています! 250円

高山南支部 自然と遊ぼう！ すずらん祭り「朝日町」

今回は、朝日町のイベントをご紹介します。穏やかな季節。朝日町のあちこちに咲くすずらの花。花言葉は「幸福の訪れ」。とてもすばらしい言葉。そんな楽しい予感をさせる朝日町で、すずらん祭りが開催されます。

開催日 6月2日(日)

時間 午前10時～

場所 鈴蘭高原カントリークラブ

特設イベント会場

- 内容 ◆カートでぐるり散策ラリー
◆ゴルフコースの散策ハイキング
◆1発集中パターゴルフ
◆魚のつかみ取り
◆丸太早切り大会
◆大抽選会 など

イベントが盛り沢山。

◎バザーコーナー・縁日コーナーなどの出店もありますので、一度、お出かけください。

(*天候等により変更・中止の場合もあります。)

(青木<良>記)



上宝支部 世界ジオパークへの認定を目指して! 丹生川支所で講演会(仮称)飛驒山脈ジオパーク

既報の様に、世界ジオパーク“飛驒山脈”(仮称)をめざす奥飛驒温泉郷地区準備委員会では、この程、高山市との共催でジオパーク講演会～ジオパークを知ろう～を高山市丹生川支所で開催しました。3月10日(日)の当日は小雪も舞う天候の中、高山市、丹生川町・上宝町・奥飛驒温泉郷の市民を中心に150人を超す盛況の講演会となりました。

基調講演は、ジオパークの先進地新潟県糸魚川市フォッサマグナミュージアム学芸員の、竹之内 耕氏が、『ジオパーク～新しい地域振興の手段～』と題して、世界遺産との違い・欧州ギリシャ・レスボス石化林ジオパークの模様などをメインに講演されました。質疑応答では、飛驒で有名な小野木三郎さんが軽く質問するなど地域密着の様を呈したものとなりました。

引き続き、準備委員会委員長の長瀬英之氏が準備委員会設立後二年間の「奥飛驒温泉郷での取り組み」を軽妙な語り口で報告し、今後は乗鞍山麓の秘境五色ヶ原や飛驒大鍾乳洞を持つ丹生川町も連携して取り組んでいくことが、飛驒乗鞍観光協会長中萩久夫氏によって発表されました。(中田 記)



県下法人会運営研究会

平成25年1月30日 於 岐阜グランドホテル

名古屋国税局課税第二部長 野々村元次 氏、法人課税課長 山下俊彦 氏 はじめ多数の来賓を迎えて開催。

研究発表は前年度に続き、Bグループの飛驒法人会と岐阜北法人会が取り組み状況と事業報告を行った。

研究発表後には、来賓の名古屋国税局課税第二部長 野々村元次 氏による「公私のけじめ」を演題とした講演会と参加者全員による懇談会を行い盛会裏に幕を閉じた。

飛驒法人会は、会長以下9名が参加し、公益目的事業や会員支援事業としての、
○小学校児童に対する租税教室・税の絵はがきコンクール ○広報誌・ホームページによる税情報の提供 ○税務研修会 ○税金クイズ ○時局講演会 などの取り組み状況をDVDにまとめて発表し、高山税務署長から事績を評価する旨の講評を頂いた。



発表者 岡田・山本 正副会長



高山税務署長 講評

東海法人会連合会大会

平成25年3月8日 於 長島温泉ホテル花水木



第67回大会が三重県連の主管にて開催。

来賓 名古屋国税局長 百嶋 計氏
三重県知事 鈴木 英敬氏
はじめ 24名

会 員 東海四県から 356名が参加

国歌斉唱に続き、主催者、来賓の挨拶後、政府並びに関係機関に対して、税制改正を中心とした実効ある諸施策を早急に講ずるよう要請する旨の大会宣言を行った。

研究発表は次の3法人会で、質疑応答も活発に行われた。

- ・名古屋東法人会 テーマ「地域にとけこむ法人会活動」
～音楽がつなぐ社会貢献14年の軌跡～
- ・瀬戸旭法人会 テーマ「組織率50%維持に向けて」
～社会事業活動の充実～
- ・飛驒法人会 テーマ「地域社会に貢献する法人会」
～4,200平方キロメートル租税教室～



会長以下6名による発表・質疑応答の様子

青年部会・女性部会だより

租税教室特集【法人会租税教室5年目の取組】

租税教室5年目の今年度は女性部会・青年部会合わせて10校520名の児童を対象に開催しました。

講師は20名。各支部それぞれの講師が特色のある授業を開催し税金の大切さ・税金の流れについてしっかり授業できました。猛吹雪の中、訪ねた学校で児童の笑顔に癒されたり、最初は緊張していた講師も、授業途中から調子が出てきて、授業終了後には児童の素直な心に感動し、「またやりたい！」という感想が出るなど児童・講師ともに充実した時間でした。

「来年度はこうしたほうがいい！」など早くも来年度の租税教室に向けて活発な意見が出ています。今年度開催の小学校に加え新しい小学校でも開催したいと意欲的です。

平成24年度 開催小学校

高山市立久々野小32名・下呂市立萩原小84名・高山市立江名子小61名・高山市立山王小118名・飛驒市立神岡小73名・高山市立花里小59名・下呂市立下呂小45名・飛驒市立河合小11名・下呂市立小坂小17名・下呂市立金山小20名





租税教室の感想を絵はがきに描いてもらい、その中で優秀な作品を女性部会長が表彰しました。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

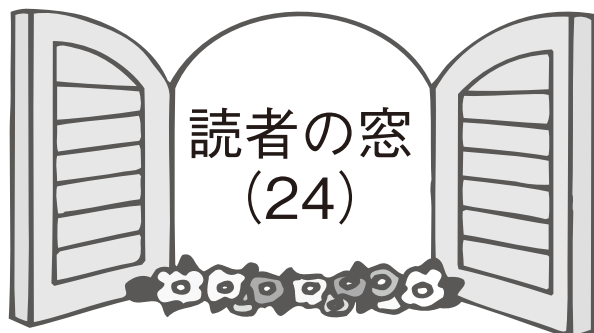
法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

DAIDO 大同生命

岐阜支社/岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU 保険
Member of AIG

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16
(大同生命広瀬ビル7F) TEL 058-262-4771



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail info@hida-hojinkai.jp

税率アップに伴う消費税の不完全転嫁問題

高山市 40代 自営業

消費税は生産から流通・卸売を経て小売に至るすべての段階で課税され、販売を行うごとに販売業者が納税義務者となる。販売ごとに業者が消費税を上乗せすることで、消費税を次の販売業者に転嫁し、これを繰り返して最終的に消費者が負担する。この転嫁の仕組みがうまく機能せず、益税や損税を生ずることがある。そこには消費税制度自体の問題もあるが、ここでは取引実態に起因する不完全転嫁の実態を取り上げる。

中小零細事業者は交渉力が弱く、消費税アップの際、アップした消費税相当分の価格転嫁が難しいとの見方がある。背景として、昨今のデフレ不況の中、消費税分を価格に上乗せしにくいといった事情があり、取引上の優越的地位を利用した不公正取引、消費者からの消費税分の値引き要請等も懸念される。

そこで政府は対策本部を設置し、相談窓口の設置、転嫁状況の調査・監視、不公正取引の取締強化等々、前回の税率アップ時に行っていない対応策を含む基本方針を打ち出した。ただし、こうした対策だけでは不十分との意見もある。また、不公正取引といえないケースもある。例えば、スーパーなどで1丁98円(5%税込)で売られている豆腐の場合、税率10%になってもスーパーとしてはやはり98円で売りたい。となると、豆腐屋さんはアップした消費税相当分を豆腐を小さくすることで対応しなければならず、豆腐のパックも小さくしなければならない。蒲鉾屋さん、納豆屋さんも同じ。パッケージ商品は同様である。

こうした実態はじめ、実際の税率アップ時には予想外の事態が起こりうる。我々中間業者としては、法人会をはじめいろんな場で情報収集・交換し実態を把握するとともに、政府の対策にも注目していかなければならない。

税金の使われ方について思う

高山市 46歳 主婦

給与明細を見ると、ここ近年、徴収される税金の大きさにびっくりする。この上、消費税まであがるとは…

働いた分のほとんどが、税金に取られている気がするが、実際、総合計すると収入に対してどれだけの税金を納めているのだろうか? そう思うと、税金の使われ方にもっと関心を持たなければと思う。

この4月から、祖父母から孫への教育資金のための贈与が1,500万円まで非課税という制度ができた。これは、教育にかかる費用が多く、家計への負担が大きい私にとっては、それを口実に資金援助を頼みやすくなりとてもいい制度だと思う。ただ、手続きが信託銀行だけというのは、信託銀行がない地方では、利用しにくい。誰でも簡単に手続きできるシステムになってくるといいと思う。

また、相続税と関連して考えてみると相続税の基礎控除が下げられているから、この制度をうまく利用していかないと、相続税が増加してしまい、かなりの増税になってしまうことになる。そんな心配も、贈与する財産があればの話だが…。

そんなことを考えていると、税金の使われ方のことはもちろん、税のことをもっと勉強していく必要があると感じている。

事務局だより

飛驒法人会は、平成25年4月1日から「公益社団法人 飛驒法人会」に変わりました。

これは、平成20年12月施行の法律により、新しい公益法人制度が発足したことへの対応です。

飛驒法人会の事業内容等が大きく変わるものではありませんが、制度改革の趣旨に則り、一層の公益性と透明性を図ることとしました。

本年度の総会は、改めてご案内いたしますが、解散総会と設立総会を併せて開催することとして、次のとおり計画しております。

第58回(社)飛驒法人会通常総会・第1回(公社)飛驒法人会定時総会

と き 平成25年5月28日(火) 午後3時から

ところ 高山グリーンホテル

編集後記

■事務局だよりにもありますように、飛驒法人会が社団法人から公益社団法人に変わりました。広報部会も大きな変更は出来ないと思いますが、より一層公益性を図ってまいりますので、益々のご指導ご鞭撻をお願いします。

- 税務署長 藤原茂由さんの、「飛驒地方と私」は飛驒の自然と文化について多くを網羅した文章であり、特集号を本気で考えなくてはと思います。なお寄与の文化とボランティアの精神を強調されておられますが、広報部会も賛同いたし編集に活かしてまいります。
- 今年も青年部会と女性部会主催の小学校10校520人の児童への5年目の法人会租税教室が笑顔で開催されたことは、素晴らしく効果的な教育と確信します。ぜひとも今後も継続して行ってほしいものです。
- 休憩室にて、飛驒市と台湾新港文教基金会との交流について初めて知りました。これからも国際交流についての記事など多く寄稿していただければ幸いです。(M.N)



平成25年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄 新井 雅 安達康重 青木秀幸 説田三郎 青木良明
中田昭彦 下本一伸 住 宏夫 追分英輔 長瀬栄二郎 南 悦子
北村教子 山下和子 松井多美子